

銚田市地域防災計画

令和5年3月

銚田市防災会議

目次

第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1- 1
第2節	防災の基本方針	1- 4
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1- 5
第4節	銚田市の地勢と災害要因	1- 14
第5節	被害想定	1- 17

第2編 風水害対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	2- 1
第2節	風水害に強いまちづくり	2- 12
第3節	被害軽減への備え	2- 21
第4節	防災教育・訓練	2- 33

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	2- 38
第2節	災害情報の収集・伝達	2- 49
第3節	応援・派遣	2- 71
第4節	被害軽減対策	2- 80
第5節	被災者生活支援	2-110
第6節	災害救助法の適用	2-130
第7節	応急復旧・事後処理	2-134

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	被災施設の災害復旧事業計画	2-151
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	2-153

第3節	災害復旧事業の実施	2-157
第4節	解体、がれき処理	2-157
第5節	災害復旧資金計画	2-158
第6節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	2-159
第7節	その他の保護計画	2-172

第3編 地震・津波対策計画編

第1章 災害予防計画

第1節	地震・津波対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	3- 1
第2節	地震に強いまちづくり	3- 4
第3節	津波に強いまちづくり	3- 19
第4節	被害軽減への備え	3- 24
第5節	防災教育・訓練	3- 39
第6節	災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	3- 48

第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	3- 50
第2節	災害情報の収集・伝達	3- 54
第3節	応援・派遣	3- 71
第4節	被害軽減対策	3- 72
第5節	被災者生活支援	3- 79
第6節	災害救助法の適用	3- 89
第7節	応急復旧・事後処理	3- 89

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	3- 96
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	3- 96
第3節	災害復旧資金計画	3- 97
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	3- 97
第5節	その他の保護計画	3- 97
第6節	復興計画の作成	3- 98

第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	3-100
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	3-101
第3節	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3-102
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	3-106
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項	3-106
第6節	防災訓練に関する事項	3-107
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	3-107
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	3-109

第4編 原子力災害対策計画編

第1章 総則

第1節	計画の目的	4- 1
第2節	計画の性格	4- 1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4- 2
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	4- 9
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	4- 11
第6節	施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	4- 11

第2章 原子力災害事前対策

第1節	原子力施設の安全確保の基本方針	4- 12
第2節	原子力事業者における防災体制の確立等	4- 12
第3節	国・県・市町村等の連携	4- 14
第4節	災害応急体制及び設備の整備	4- 14
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	4- 18
第6節	情報伝達・住民広報体制の確率	4- 21
第7節	環境放射線の監視	4- 22
第8節	避難計画等の整備	4- 22
第9節	要配慮者への対応	4- 24
第10節	防災関係資機材の整備	4- 25
第11節	物資の調達、供給活動	4- 25
第12節	緊急輸送活動体制の整備	4- 26

第13節 緊急被ばく医療体制等の確率	4- 26
第14節 教育及び防災訓練等の実施	4- 27
第15節 住民に対する防災知識の普及	4- 30
第16節 行政機関の業務継続計画の策定	4- 31

第3章 緊急事態応急対策

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動	4- 32
第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡	4- 37
第3節 銚田市災害対策本部の設置	4- 38
第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	4- 47
第5節 関係機関等への協力要請	4- 48
第6節 緊急時モニタリング	4- 50
第7節 広報	4- 57
第8節 避難・屋内退避	4- 60
第9節 要配慮者対応	4- 65
第10節 緊急輸送	4- 66
第11節 緊急被ばく医療	4- 68
第12節 飲食物等に関する措置	4- 69
第13節 防災業務関係者の防護対策	4- 70
第14節 行政機関の退避	4- 71

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等	4- 72
第2節 各種規制措置の解除	4- 72
第3節 広報	4- 72
第4節 被害状況の調査等	4- 73
第5節 住民等の健康影響調査等の実施	4- 74
第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	4- 74
第7節 物価の監視	4- 74

第5編 大規模事故災害対策計画編

第1章 海上災害対策計画

第1節	災害予防計画	5- 1
第2節	災害応急対策計画	5- 3
第2章 航空災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 7
第2節	災害応急対策計画	5- 10
第3章 鉄道災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 15
第2節	災害応急対策計画	5- 17
第4章 道路災害対策計画		
第1節	災害予防計画	5- 21
第2節	災害応急対策計画	5- 24

第6編 資料編

第1編

總則

第1節 計画の目的及び構成

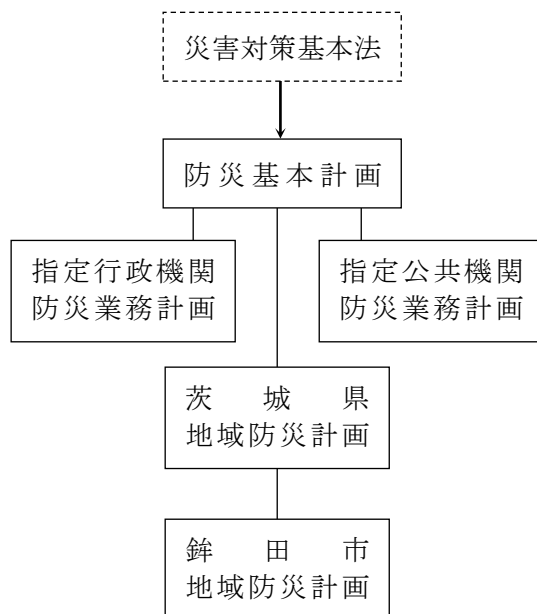
1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、銚田市防災会議が作成する計画であって、市内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災の様々な教訓、課題を踏まえ、これと同程度の大規模地震への対応の指針ともなることを期して策定するものである。

また、原子力に関する災害対策に関しては、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）と十分調整を図ることとする。なお、本計画に特段の定めのないものについては、「第2編 風水害対策計画編」の定めるところによる。

さらに、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく茨城県国土強靱化計画は、国土強靱化の観点から、県の各計画の指針となるものとされている。このため、本市の国土強靱化に関する部分については、県国土強靱化計画の基本目標を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。

【計画のつながり】



- ・ 防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいうべきものである。

（災害対策基本法第34条及び第35条）

- ・ 防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

（災害対策基本法第36条から第39条まで）

- ・ 地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

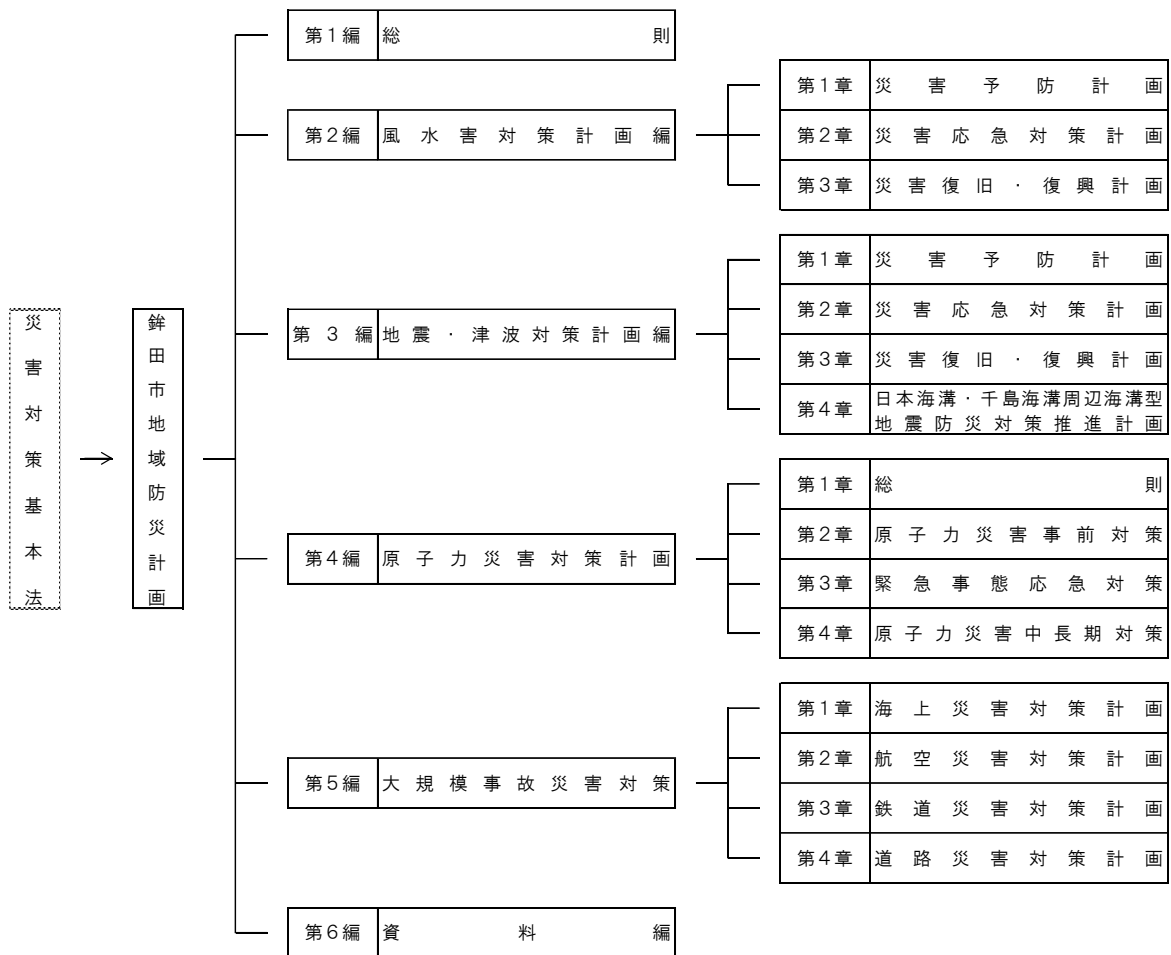
（災害対策基本法第40条から第42条まで）

2 計画の構成

(1) 計画の構成

以下に銚田市地域防災計画のフローを示す。

〔計 画 の フ ロ ー〕



(2) 本計画で扱う災害の範囲

本計画では次の災害等について対応を図る。

- ア 風水害
- イ 地震・津波災害
- ウ 原子力災害
- エ その他事故災害

(3) 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の土地構造の変化及び災害応急対策の効果等を考え合わせ、毎年（4月1日現在）検討を加え、必要があると認めたときは、これを市防災会議において修正する。したがって、各機関は関係のある事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要する事項については、その都度、市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議へ提出しなければならない。

第2節 防災の基本方針

1 基本方針

- (1) 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓、茨城県地震被害想定を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。また、台風・集中豪雨等による風水害及び原子力災害等についても対策を確立する。
- (2) 災害による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- (4) 市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体等の処理分担すべき事務、業務又は任務までを明示するとともに「自らの身の安全は自らが守る」との基本原則に立ち、住民、事業所の役割までを明示した計画とする。
- (5) 各種調査に基づき、鉾田市の地域としての災害危険性を踏まえ策定するものであり、もって防災の万全を期するものである。
- (6) 防災対策の根幹をなす市地域防災計画の実効性を高めるとともに、今後、市が取り組むべき施策を体系化し、計画的、効果的推進を図ることを目的とする。

2 他の計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づき、鉾田市の区域に係る災害から住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定められたものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び茨城県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
銚田市	(1) 銚田市防災会議及び銚田市災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査，報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御・防除と拡大の防止 (5) 救助，防疫等災者の救助，保護 (6) 災害復旧資材の確保 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災市営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員，雇上 (11) 災害時における交通，輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (14) 災害対策に関する隣接自治体間の相互応援協力 (15) 住民の自発的な防災活動の促進 (16) ボランティアとの連携

2 消防

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿行広域事務組合 消防本部 (銚田消防署)	(1) 消防力等の整備に関すること。 (2) 防災のための調査研究に関すること。 (3) 防災のための教育，訓練に関すること。 (4) 災害の予防，警戒及び防御に関すること。 (5) 災害時における住民の避難，救助及び救急に関すること。

3 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
茨城県	(1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助，防疫等災者の救助，保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員，雇上 (12) 災害時における交通，輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 市町村が処理する事務，事業の指導，指示，あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力
茨城県警察本部 (鉾田警察署)	(1) 災害警備及び交通対策の企画，調整 (2) 防災関係機関からの情報収集及び連絡 (3) 災者の救出及び避難誘導 (4) 行方不明者の捜索及び遺体の検視 (5) 交通規制等交通秩序の保持 (6) 緊急通行車両の確認 (7) 災害に係る各種犯罪の取り締まり (8) 犯罪の予防その他社会秩序の維持

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。 (6) 津波警報の伝達に関すること。
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局 (水戸財務事務所)	(1) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。 (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。 (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。 (5) 金融上の措置に関すること。
関東信越厚生局 (茨城事務所)	(1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
茨城労働局	(1) 工場、事業場における災害後の労働災害防止に関すること。 (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関すること。 (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。 (4) 労働保険給付に関すること。 (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東農政局 (茨城県拠点)	(1) ダム, 堤防, 樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 (2) 防災ダム, ため池, 湖岸, 堤防, 土砂崩壊防止, 農業用河川工作物, たん水防除, 農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 (3) 災害時における種もみ, その他営農資材の確保に関する事。 (4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事。 (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。 (6) 災害時における農産物, 蚕, 家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。 (8) 災害時における被害農林業者等に対する資金の融資に関する事。
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	(1) 国有林野の保安林, 保安施設(治山施設)等の維持, 造成に関する事。 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事。
関東経済産業局	(1) 生活必需品, 復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 (3) 被災中小企業の振興に関する事。
関東地方整備局 (霞ヶ浦河川事務所 銚田出張所, 常陸河川国道事務所)	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 (2) 公共施設等の整備に関する事。 (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。 (5) 水防活動, 土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 (6) 災害時における復旧資材の確保に関する事。 (7) 災害時における応急工事等に関する事。 (8) 災害復旧工事の施工に関する事。 (9) 海岸保全施設等の整備に関する事。 (10) 海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事。 (11) 海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。 (12) 河川, 道路等社会資本の応急復旧に関する事。 (13) 大規模自然災害発生時のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣。 (14) 大規模災害発生時のリエゾン(情報連絡員)の派遣。 (15) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東運輸局 (茨城運輸支局)	(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する こと。 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力の確 保に関すること。 (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必 要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区气象台 (水戸地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に 限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及 び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 市長村長が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
第三管区海上保安本 部 (茨城海上保安部)	(1) 情報の収集及び連絡に関すること。 (2) 活動体制の確立に関すること。 (3) 海難救助及び緊急輸送等に関すること。 (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。 (5) 海上交通安全の確保に関すること。 (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。 (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (勝田駐屯部隊)及び 航空自衛隊第7航空 団	(1) 防災関係資料の基礎調査に関する事 こと。 (2) 災害派遣計画の作成に関する事 こと。 (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防 災に関する訓練の実施に関する事 こと。 (4) 人命又は財産の保護のため緊急に 行う必要のある応急救援又は応急復 旧に関する事 こと。 (5) 災害救助のため防衛省の管理に属 する物品の無償貸付及び譲与に関 する事 こと。

6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償 交付に関する事 こと。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金 免除に関する事 こと。 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料 金免除に関する事 こと。 (4) 災害時における郵便局窓口業務 の維持に関する事 こと。
日本銀行 (水戸事務所)	(1) 通貨の円滑な供給の確保に関 する事 こと。 (2) 金融機関の間の資金決済の円滑 の確保に関する事 こと。 (3) 金融機関の業務運営の確保に関 する事 こと。 (4) 金融機関による金融上の措置の 実施に関する事 こと。 (5) 上記各業務に係る広報に関 する事 こと。
日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並 びに医療及び助産等の救護の実施 に関する事 こと。 (2) 災害時における血液製剤の確保 及び供給に関する事 こと。 (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡 調整に関する事 こと。 (4) 義援金品の募集配布に関する 事 こと。
日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底に 関する事 こと。 (2) 災害状況及び災害対策室の設 置に関する事 こと。 (3) 社会事業等による義援金品の募 集、配布に関する事 こと。
東日本高速道路株式 会社(関東支社)	(1) 会社の管理する高速自動車国道 及び一般有料道路に係る道路の保 全及び応急復旧工事の施工に関 する事 こと。
日本原子力発電株式 会社(東海発電所)	(1) 放射線災害の防止及び応急対策 等に関する事 こと。
東日本電信電話株式 会社(茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に 関する事 こと。 (2) 災害時における緊急電話の取 扱いに関する事 こと。 (3) 被災電気通信施設の応急対策 及び災害復旧に関する事 こと。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）	(1) ガス施設の安全、保全に関すること。
日本通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社（土浦支社）	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
株式会社NTTドコモ（茨城支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

7 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
茨城県土地改良事業団体連合会	(1) 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関すること。
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 （鉾田市社会福祉協議会）	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。
一般社団法人茨城県医師会（一般社団法人鹿島医師会）、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会	(1) 災害時における応急医療活動に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東鉄道株式会社， 茨城交通株式会社	(1) 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。
鹿島臨海鉄道株式会社	(1) 鉄道施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。
一般社団法人茨城県 トラック協会	(1) 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関すること。
一般社団法人茨城県 高圧ガス保安協会 (鹿島支部)	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。 (2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視に関すること。 (3) 高圧ガスの供給に関すること。 (4) 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。
報道機関（株式会社 茨城新聞社，株式会 社茨城放送）	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関すること。 (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿行農業共済組合， 茨城旭村農業協同組 合，ほこた農業協同 組合	(1) 被災農業者の被害調査及び融資に関すること。 (2) 肥料，薬剤，種苗，資材等の供給確保及び物価安定に関すること。 (3) 農作物の災害応急対策指導に関すること。 (4) 災害時における飼料の需給に関すること。
鹿島灘漁業協同組 合，大湊沼漁業協同 組合，きたうら広域 漁業協同組合	(1) 被災組合員への融資及びあっせんに関すること。 (2) 気象警報及び災害時情報の組合員への通報に関すること。 (3) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
鉾田市商工会	(1) 災害時における物価安定及び供給に関すること。 (2) 救助物資，復旧資材の確保についての協力，あっせんに関すること。
鉾田市区長会，鉾田 市地域女性団体連絡 会	(1) 市の行う避難誘導，応急対策，救援対策の協力に関すること。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
銚田市建設業協議会，銚田市内建設業関連業者	(1) 道路・河川・下水道等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 こと。 (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 こと。 (3) 応急仮設住宅の建設，被災住宅の応急修理の協力に関する事 こと。 (4) その他災害時における復旧活動の協力に関する事 こと。
銚田地区交通安全協会	(1) 災害時の交通安全確保，避難誘導の協力に関する事 こと。
銚田市指定給水装置工事災害対策協議会，銚田市指定給水工事工事業業者，銚田市排水設備指定工事店	(1) 災害時における上・下水道の復旧活動に関する事 こと。 (2) 加盟各事業者との連絡調整に関する事 こと。
社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と防災訓練の実施に関する事 こと。 (2) 災害時における入所者の保護に関する事 こと。 (3) 災害時における高齢者，障害者等のための避難所の提供に関する こと。
病院・診療所	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 こと。 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事 こと。
一般運輸事業者	(1) 災害時における緊急輸送の確保に関する事 こと。
危険物関係施設の管 理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関する事 こと。

第4節 銚田市の地勢と災害要因

1 自然環境の特性

(1) 位置と地勢

本市は、茨城県の東南部、鹿行地域の北部に位置し、鹿島灘に面しており、県都水戸市や筑波研究学園都市、鹿島港まではいずれも30km圏内、成田国際空港までは50km圏内、東京までは90km圏内にある。

市域は、北浦と涸沼に接し、南北24km、東西17kmと広がり、県面積の3.4%を占める207.60km²の面積を有している。

市内を流れる巴川や銚田川、大谷川などの河川流域には水田が広がり、内陸部はほとんど平坦地となっており、鹿島灘沿いに鹿島台地の丘陵部が形成されている。

(2) 気 候

本市の気候は、鹿島灘を回流する黒潮の影響を受け、夏と冬の気温差が比較的少なく、降雨量についてみると、6月の梅雨及び秋の9、10月にかけて多く、冬の1月ごろには少ない表日本型の気候である。

冬から春のはじめにかけて乾燥した日が続くこと、枯草火災等が多く発生する。特に3、4月には発達した低気圧の通過に伴って強い季節風の吹くことがある。

本市に災害をもたらす気象としては、台風、低気圧等による暴風、豪雨等がある。

2 社会環境の特性

(1) 概 要

住民の生活様式が多様化し、少子化や高齢化が進行するとともに、経済の国際化や産業構造が変化してきている状況にあり、情報化の急速な発展や地球的規模の環境問題などへの対策が急がれている。

こうした社会・経済的構造の変化と災害の関連をみると、災害の態様もこのような構造の変化に対応して複雑・多様化の傾向を示し、しかも単なる自然環境としてのみ認識されていた災害から、地域社会の構造的変化とともに次第に人為的・社会的要因を多分に含んだ災害に変化してきている。

(2) 人口・世帯

ア 人口・世帯数の推移

国勢調査によると、令和2年の本市の人口は45,953人で、平成17年の51,054人をピークに5,081人（約10%）減少している。この要因は、出生率が低下傾向にある影響から、人口動向の基調である自然動態（出生者数－死亡者数）では平成11年からマイナス傾向となっている。

令和2年の世帯数は17,919世帯、1世帯当たりの人口は2.6人で、世帯数は微増しているものの、年々核家族化が進行していることがうかがえる。

〔人口と世帯の推移〕

単位：人，世帯

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 人 口	51,054	50,156	48,147	45,953
世 帯 数	15,774	16,810	17,430	17,919
1世帯当たりの人員	3.2	3.0	2.8	2.6
1世帯当たりの人員（県）	2.9	2.7	2.6	2.4

（資料：国勢調査）

イ 年齢3区分別人口

人口の年齢構成をみると、国や県の動向と同じく、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加している。そのため、令和2年の高齢化率は県平均29.9%を上回る34.1%まで上昇し、高齢化が一層早く進行していることが分かる。

〔年齢3区分人口の推移〕

単位：人，（ ）は構成比

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	51,054	50,156	48,147	45,953
0～14歳	6,608(12.9%)	6,049(12.1%)	5,357(11.1%)	4,647(10.2%)
15～64歳	32,125(62.9%)	31,013(61.8%)	28,150(58.6%)	25,268(55.7%)
65歳以上	12,321(24.1%)	13,094(26.1%)	14,560(30.3%)	15,454(34.1%)

（資料：国勢調査）

(3) 産 業

本市の基幹産業である農業の従事者数は年々減少しているものの、就業者総数に占める割合は依然として高く、農業を中心とする第1次産業の就業者割合は県内第1位となっており、県内だけでなく全国有数の農業地帯となっている。しかし、本市においても農業従事者の高齢化や後継者不足は課題であり、持続的な農業振興のためにも担い手の確保・育成が急務となっている。

一方、本市の就業者総数をみると、平成17年には減少したが、その後は横ばいとなっている。その就業構造の中心は国や県と同様に第3次産業に移っており、平成7年からは第3次産業の就業者割合が4割を超えて、さらに上昇している。業種別では、卸売業・小売業・飲食業・サービス業への就業が中心となっている。

市内の製造業の柱としては、大洋地区の乳製品菓子製造業や煉瓦製造業が操業している。また、新たな企業立地を促進するため、上山・銚田工業団地の開発に続き、銚田西部工業団地の開発を進めているところである。

〔産業別就業人口の推移〕

単位：人，（ ）は構成比

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者総数	27, 118	26, 663	26, 165	26, 482
第1次産業	9, 041(33. 3%)	8, 736(32. 8%)	8, 534(32. 6%)	7, 949(31. 9%)
第2次産業	6, 441(23. 8%)	5, 829(21. 8%)	5, 340(20. 4%)	5, 342(21. 5%)
第3次産業	11, 636(42. 9%)	12, 098(45. 4%)	11, 922(45. 6%)	11, 605(46. 6%)

(資料：国勢調査)

(4) 交 通

本市には、国道51号や主要地方道茨城鹿島線の南北に延びるルート、一般県道下太田銚田線や一般県道銚田茨城線などの市中心部を起点とするルート、国道354号や市の中央部を通る主要地方道水戸銚田佐原線、涸沼沿いの主要地方道大洗友部線などが幹線道路として市内道路網の骨格をなしている。

茨城空港の開港にあわせ、東関東自動車道水戸線の整備が進められている。

公共交通機関には鉄道と路線バスがあり、そのうち鉄道においては、南北を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が運行している。

路線バスは、本市と周辺の市を結ぶ5路線が運行し、うち1路線は、平成19年3月31日に廃線となった鹿島鉄道の代替路線となっている。また、本市を発着・経由し東関東自動車道を通る高速バス2路線がある。しかし、本市と周辺の市を結ぶバスについては、利用者の減少により一部地域で廃止となっていることから、高齢社会に対応するためにも新たな交通機関の整備が課題となっている。

(5) 生活環境の変化

社会経済情勢の変化や情報化の進展などにより、人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきている。また、個人の生活・行動様式の多様化によって、衣・食・住や就業形態、さらには余暇時間の過ごし方なども多彩になっている。

さらに、週休二日制の定着や労働時間の短縮などによる自由時間の増大を背景に、レジャーや余暇生活に重点をおく人、特に、自然とのふれあいを求める人が急激に増加するなど、自然と共存したやすらぎのある生活に対するニーズが高まっている。

第5節 被害想定

1 地震・津波災害の歴史

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
1930.6.1	昭和5.6.1	36° 26'	140° 32'	6.5	那珂川下流域の地震。水戸(煉瓦塀倒る), 久慈(崖くずれ1, 倉庫傾斜1, 煙突倒壊1), 鉾田(石垣崩る), 石岡(土蔵に亀裂), 真壁・土浦(壁の剥落), 宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた)などの被害があった。
1960.5.23	昭和35.5.23	38° 17' (南緯)	73° 3' (西経)	9.5	チリ地震。5月23日にチリ沖で発生した地震に伴う津波が24日2時頃から日本各地に襲来。日本全体で死者・行方不明者142, 家屋全壊1,500余, 半壊2,000余。
2005.10.19	平成17.10.19	36° 23'	141° 03'	6.3	鉾田市で軽傷者1名, 物的被害無し。
2011.3.11	平成23.3.11	36° 06'	142° 52'	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。宮城県北部で最大震度7であったほか, 東北から関東にかけて, 震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害: 死者19,759, 行方不明2,553, 負傷者6,242。 住宅被害: 全壊122,006, 半壊283,160, 一部損壊749,934 (本県の状況) 本県では8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者66名, 行方不明者1名, 重症34名, 軽症680名 住家被害: 全壊2,638棟, 半壊25,056棟, 一部損壊190,491棟, 床上浸水33棟, 床下浸水610棟(令和4年5月1日現在)
2011.3.23	平成23.3.23	37° 05'	140° 47'	5.5	鉾田市で震度5弱を記録。
2011.3.24	平成23.3.24	36° 10'	140° 02'	4.8	鉾田市で震度5弱を記録。
2011.4.11	平成23.4.11	36° 56'	140° 40'	7.0	鉾田市で震度6弱, 日立市, 高萩市, 北茨城市, 小美玉市, 筑西市, かすみがうら市, 鉾田市で震度5強, 水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 茨城町, 大子町, 常陸大宮市, 那珂市, 城里町, 土浦市, 石岡市, つくば市, 阿見町, 坂東市, 稲敷市, つくばみらい市, 常総市で震度5弱を記録。北茨城市, 坂東市, 牛久市, 日立市で負傷者各1名。県沿岸部に津波警報発表。
2011.4.12	平成23.4.12	37° 03'	140° 38'	6.4	北茨城市で震度6弱, 高萩市で震度5強, 日立市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 鉾田市で震度5弱を記録。北茨城市で

1 〈総則〉第5節 被害想定

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
					軽傷1名，物的被害無し。
2011. 4. 16	平成23. 4. 16	36° 20′	139° 56′	5. 9	銚田市で震度5強を，笠間市，常陸大宮市，桜川市で震度5弱を記録。笠間市，かすみがうら市で軽傷者各1名。
2012. 12. 7	平成24. 12. 7	38° 01′	143° 52′	7. 3	常陸太田市，常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名，土浦市で軽傷1名，桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表
2013. 9. 20	平成25. 9. 20	37° 03′	140° 41′	5. 9	高萩市，銚田市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2016. 11. 22	平成28. 11. 22	37° 21′	141° 36′	7. 4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。
2020. 4. 12	令和2. 4. 12	36° 11′	139° 57′	5. 1	水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市，つくば市で軽傷各1名，物的被害無し。
2021. 2. 13	令和3. 2. 13	37° 43′	141° 41′	7. 3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名，桜川市，龍ヶ崎市で軽傷各1名，物的被害無し。
2021. 11. 1	令和3. 11. 1	36° 27′	140° 36′	5. 3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1名，物的被害無し。
2022. 3. 16	令和4. 3. 16	37° 41′	141° 37′	7. 4	水戸市など15市町で震度5弱，古河市など28市町村で震度4，大洗町で震度3を記録。土浦市，ひたちなか市で重症2名，土浦市，常陸大宮市で中等症2名，土浦市，石岡市，筑西市で軽傷4名，物的被害無し。

注：1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

被害摘要は2004年から消防庁による。

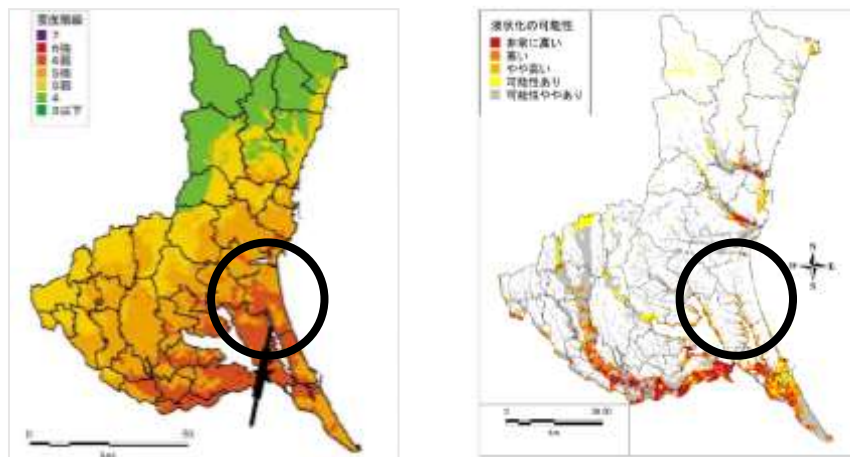
(3) 被害をもたらす可能性のある地震

県は、平成30年12月に茨城県地震被害想定を見直し、過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、本県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの地震を設定した。また、これら7つの地震による各市町村の想定最大震度も公表している。

	地震名	想定 viewpoint	鉾田市における想定最大震度
1	茨城県南部の地震	首都直下のマグニチュード7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	6弱
2	茨城・埼玉県境の地震		5強
3	F1断層, 北方陸域の断層, 塩ノ平地震断層の連動による地震	県北部の活断層による地震の被害	5弱
4	棚倉破碎帯東縁断層, 同西縁断層の連動による地震		5弱
5	太平洋プレート内の地震(北部)	プレート内で発生する地震の被害	6弱
6	太平洋プレート内の地震(南部)		6強
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	津波による被害	6弱

本市においては、太平洋プレート内の地震(南部)における想定最大震度が6強と最も大きくなっている。当該地震の被害想定は以下のとおりである。

ア 太平洋プレート内の地震(南部)における被害



(左) 震度階級図, (右) 液状化の可能性

イ 太平洋プレート内の地震（南部）における被害想定状況

項目		条件・定義	単位	被害
想定最大震度				6強
建物被害 (全壊)	建物全壊・焼失棟数	冬深夜	棟	51
		夏12時	棟	51
		冬18時	棟	56
人的被害	死者数	冬深夜	人	3
		夏12時	人	1
		冬18時	人	2
	負傷者数	冬深夜	人	140
		夏12時	人	92
		冬18時	人	104
	重傷者数	冬深夜	人	4
		夏12時	人	4
		冬18時	人	4
生活支援 等	避難者	冬深夜	人	2,088
		夏12時	人	2,088
		冬18時	人	2,094
ライフ ライン被害	電力	停電軒数（停電率）	軒（％）	25,514(92)
	上水道	断水人口（断水率）	人（％）	37,686(94)
	下水道	機能支障人口（機能支障率）	人（％）	2,205(92)
	通信 (固定電話)	不通回線数（不通回線率）	回線（％）	8,219(92)

- ※ 建物被害，人的被害，生活支障等における被害は，地震発生による揺れ，津波，火災，液状化，建物倒壊等，地震がもたらす被害を考慮した数値を指す。なお，津波による被害の内訳はカッコ内に示している。
- ※ 避難者数は，最大避難者数になると想定している被災当日の人数を掲載している。
- ※ 停電率とは，電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。
- ※ 断水率とは，給水人口に対する断水人口の割合を指す。
- ※ 機能支障率とは，下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。
- ※ 不通回線率とは，固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。
- ※ ライフライン被害（電力，上水道，下水道，LPガス，通信（固定電話））について，被災直後の被害状況を示している。

2 首都直下地震に対する対応

(1) 首都直下地震対策特別措置法

これまで首都直下地震対策については、平成17年9月に中央防災会議で決定された「首都直下地震対策大綱」に基づき諸施策が講じられてきた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を受け、首都直下地震対策について、地震モデルから改めて見直しを行い、被害発生についてあらゆる可能性を直視し、より厳しい事態を想定することが必要となった。そこで、中央防災会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、地震モデルと首都直下地震対策の検討が行われ、平成25年12月に「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が取りまとめられた。それを受けて、平成25年11月に首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「首都直下地震対策特別措置法」が制定され、同年12月に施行された。

(2) 首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、内閣総理大臣が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、「首都直下地震緊急対策区域（緊急対策区域）」として指定しており、本市も同区域に指定されている。

(3) 特定緊急対策事業推進計画

本市は緊急対策区域に指定されているため、首都直下地震対策特別措置法第24条に基づき、避難施設や防災施設等の整備に関連して、特定緊急対策事業（建築基準法の特例、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例の適用を受ける事業）の実施の必要性がある場合には、特定緊急対策事業の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（特定緊急対策事業推進計画）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

3 南海トラフ地震に対する対応

(1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

これまでの南海トラフ地震対策については、平成14年7月に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海・南海法」という。）」を受けて、平成15年12月に中央防災会議で決定された「東南海・南海地震対策大綱」に基づき諸施策が講じられてきた。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）」に改正され、同年12月に施行された。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ法第3条第1項に基づき、内閣総理大臣が、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）に指定しており、本市も同地域に指定されている。

(3) 南海トラフ地震防災対策推進計画

ア 指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画への位置づけ

本市は推進地域に指定されているため、南海トラフ法第5条第1項に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は、防災業務計画において、下記の事項を記載した推進計画を定めなければならない。

＜推進計画に記載すべき事項＞

- ①避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、具体的な目標及び達成期間
- ②津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③防災訓練に関する事項
- ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

イ 地域防災計画への位置づけ

南海トラフ法第5条第2項に基づき、推進地域に指定された地方公共団体は、地域防災計画において上記の事項を定めるよう努めなければならないとされている。これらの事項については、本計画の第2編以降において位置づけられている。

4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する対応

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下、「日本千島地震」）に関し、その地震災害、特に津波災害については、広い地域において甚大な被害が予想されることから、一層の防災対策を進める必要があるとして、平成16年4月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「日本千島法」という。）が制定された。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、日本海溝・千島海溝沿いにおける最大規模の地震・津波を想定した防災対策の検討を行い、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも「何としても命を守る」ことが重要であることから、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策を強化することを目的として、令和4年5月に日本千島法の改正法が成立し、同年6月に施行された。

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本千島法第3条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が、日本千島地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定しており、本市も同地域に指定されている。また、本市は、津波により30cm以上の浸水が巨大地震の発生から30分以内に生じる地域としての特別強化地域に指定されており、津波対策の強化が求められている。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本千島法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画第3編地震・津波対策計画編に含まれているものの、地震防災上緊急に整備すべき施設等の津波避難対策緊急事業を行う上でその補完する目的として、本地域防災計画第3編地震・津波対策計画編に「第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定めるものとする。

5 気象災害の概況

本市においては、台風、低気圧等による気象災害がある。

(1) 台風（昭和16年以降）

発災年月日	被害摘要
昭和16. 7. 22	<p>台風による暴風雨のほかに関東北部に梅雨前線があったため地形によって豪雨があり、茨城県では大被害をうけた。</p> <p>7月10日から12日にかけての梅雨前線による豪雨と、台風が22日東京湾上に上陸し23日土浦付近を通過した。このため雨量は10日から12日までに、水戸191mm、麻生284mm、鹿島272mm、大子254mmの多きに達し、台風により19日から23日には水戸290mm、境443mm、取手302mm、江戸崎350mm、銚田399mmで県南にとくに多かった。</p> <p>11日～13日の豪雨 死傷者2名、家屋被害流失1戸、道路冠水55、床上浸水201戸、床下浸水993戸、決壊7、山崩16、水田冠水8,799町歩、畑地冠水1,595町歩、堤防決壊13、橋梁流失12。</p> <p>19日～23日の台風 死者6名、家屋全壊150戸、半壊113戸、流失292戸、床上浸水2,378戸、床下浸水24,606戸、水田冠水46,816町歩、畑地冠水21,421町歩、道路冠水488、決壊271、堤防決壊292、山崩99、橋梁冠水120。</p>
昭和22. 9. 15	<p>台風の接近前に、日本の南方海上にあった前線が、台風接近につれて本州の内陸山岳地帯まで北へ移動させられて、内陸に停滞したため山岳一帯は前線の雨と台風との豪雨があった。明治43年、昭和13年と共に大被害となった。</p> <p>12日から15日までの水戸の総雨量は381mm、県北・県東部及び鹿島付近では100～150mm程度であった。</p> <p>なお、15日の21時から3時間は最も強く、3時間に188mm、1時間に82mmであった。</p> <p>被害は死者74名、負傷者24名、家屋流失194戸、倒壊294戸、半壊146戸、床上浸水11,996戸、床下浸水9,513戸、水田流失204町歩、冠水22,441町歩、畑地流失324町歩、冠水11,581町歩、道路決壊418、橋梁流失180、堤防決壊1,111、鉄道不通83であった。</p>
昭和46. 9. 7 (第25号)	<p>8日0時ごろから3時ごろにかけて房総半島東方約50km沖を北東に進んだので、7日夜から8日早朝にかけて風雨が強く、鹿島地方を中心にかなりの被害があった。</p>
昭和52. 9. 19 (第11号)	<p>19日夜半に茨城県沖を北々東に進んだ台風のため、19日未明からの雨は夜にはいって強くなり、県北部を中心に大きな被害を出した。</p> <p>常陸太田市内では県道の一部が陥没し、通行中の自動車3台が転落し、3名の死者を出した。</p> <p>主な被害は、死者4名、負傷者6名、床上浸水370戸、床下浸水1,364戸、道路損壊6、山（ガケ）くずれ12であった。</p>
平成3. 9. 18～21 (第18号)	<p>19日宵の内に房総半島沖に達し、20日未明には三陸沖に進み本州付近の前線の活動が活発となり大雨になった。茨城県内では18日午後から雨が降り始め、19日を中心に大雨となった。</p> <p>被害は負傷者2名、住家被害（全壊3、半壊24、一部損壊47、床上浸水466、床下浸水2,782）、非住家被害214、崖崩れ424、道路被害1,043、農作物の被害約37億9千万円。（秋雨前線による影響を含む）</p>
平成3. 10. 10～13 (第21号)	<p>日本の南海上の台風は西から東に進路を変え、13日昼頃に茨城県に最も接近し、14日には北海道の南東海上に達した。茨城県内では10日夜半前から雨が降り始め、11日朝のうちから13日夕方にかけて大雨となった。</p> <p>被害は住家被害（一部損壊5、床上浸水31、床下浸水506）、非住家被害（全壊1、一部損壊2、床上浸水4、床下浸水26）、道路被害41等。</p>
平成6. 9. 28～30 (第26号)	<p>29日夜に紀伊半島に上陸し、30日早朝日本海に抜けた。この台風の影響により関東南岸にあった停滞前線が活発となり、茨城県下では29日昼頃から宵の内にかけて強く降った。</p>

発災年月日	被害摘要
	被害は住家（全壊2，半壊1，一部損壊4，床下浸水726），山崖崩れ57，道路被害3等。
平成7.9.16～17 （第12号）	16日伊豆諸島近海を北上し，17日には三陸沖に進んだ台風の接近により，総雨量は鹿嶋で294mm，銚田で185mmを記録した。 被害は住家被害（半壊1，一部損壊39，床下浸水28），非住家被害26等。
平成14.10.1 （第21号）	三浦半島を通過した台風は，1日の夜神奈川県川崎市付近に上陸後，茨城県を横断し東北地方の太平洋側を北上した。台風の接近・通過に伴い，茨城県内は1日18時頃から東～南東の風が強まり，22時頃から西～南西の風が変わった。台風が県内を通過した21～22時頃には15m/sの強風が吹き荒れ，潮来市及び鹿嶋市においては電力用鉄塔の倒壊が発生した。 その他の被害は負傷者16名，住家被害（半壊10，一部損壊682，床下浸水2）非住家227，停電99，584戸等。
平成16.10.9 （第22号）	台風は伊豆半島に上陸後，千葉市付近から茨城県南部を通過したため，茨城県内全域で強風・大雨となり，総雨量は鹿嶋で259mm，江戸崎で211mmを記録するなど，県南部で200mmを越す大雨となった。 被害は負傷者6名，住家被害（一部損壊50，床上浸水9，床下浸水156），非住家被害4等。
平成16.10.20～21 （第23号）	台風は高知県に上陸後，関東甲信地方を経て茨城県南部を通過し太平洋に抜けた。その影響により総雨量は茨城県全域で150mm～200mmの大雨となり，協和で206mm，笠間で201mmを記録した。 被害は負傷者2名，住家被害（一部損壊2，床上浸水9，床下浸水210），非住家被害128，田畑流失・埋没約5,250ha，田畑冠水約940ha等。
平成25.10.15 （第26号）	台風第26号は日本の南海上を北上し，10月16日に房総半島沖を北東に進んで三陸沖に達した。茨城県では，10月15日夜から16日にかけて大雨，暴風，高波の影響を受け，鹿行地域を中心に非常に激しい雨となり，鹿嶋市では16日5時54分までの1時間に62.5mmを，銚田市では16日6時27分までの1時間に53.5mmを観測した。また，降り始めからの総降水量は鹿嶋市で362.5mm，銚田市で317.0mmとなるなど，県内各地で大雨となった。16日未明からは風も強まり，北茨城市では10時56分に西北西32.2m/sの最大瞬間風速を観測するなど，県内各地で軒並み20m/sを超える最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は，負傷者15名（重傷1，軽傷12），住家被害（全壊5，半壊8，一部損壊55，床上浸水104，床下浸水389），がけ崩れ525箇所。
平成28.8.22～24 （第9号とその後の温帯低気圧）	台風第9号は8月22日6時には三宅島の南南西を北に進み，22日12時半頃，千葉県館山市付近に上陸，その後，関東地方から東北地方を北から北北東に進んだ。茨城県では台風の接近，通過により22日昼過ぎから夕方にかけて雨が強まり，1時間降水量が北茨城市花園で50.0mm（15時43分）の非常に激しい雨，古河で35.0mm（12時56分）の激しい雨となった。 21日21時から22日24時までの総降水量は，北茨城市花園で146.0mm，古河で142.0mm，高萩市大能で127.5mmなど，多い所で100mmを超える大雨となった。また，22日の午後には風が強まり，龍ヶ崎で東南東32.0m/s，北茨城市で南27.1m/s，鹿嶋で南東27.0m/sなど，30m/s前後の最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は，負傷者19名，住家被害217件（一部損壊27，床上浸水12，床下浸水178）の被害が発生した。
平成29.10.21～23 （台風第21号）	台風第21号は，発達しながらフィリピンの東海上を北上し，21日には超大型で非常に強い勢力となり，22日にかけて非常に強い勢力を保ったまま，次第に速度を上げて日本の南を北上し，23日3時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後，暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進んだ。茨城県では，台風の接近，通過により22日昼前から雨が強まりはじめ，1時間降水量が古河で27.5mm（23日4時6分），北茨城市花園で26.5mm（23日5時23分）の強い雨となった。20日12時から23日15時までの総降水量は，北茨城市花園で267.5mm，高萩市大能で217.0mmなど大雨となった。 県内の被害は，死者1名，負傷者7名（重傷1，軽傷6），住家被害7件（全壊1，床下浸水5，一部損壊1）。

発災年月日	被害摘要
平成30. 8. 6～9 (台風第13号)	台風第13号は、9日に関東地方にかなり接近して9日昼前にかけて関東の東の海上を北に進んだ。 茨城県では、前線や台風の接近により6日から9日にかけて、1時間降水量が太子で45.0mm(6日17時12分)、石岡市柿岡で41.5mm(7日2時16分)の激しい雨となり、6日14時から9日24時までの総降水量は、北茨城市花園で181.5mm、高萩市大能で130.5mmなど大雨となった。また、台風が中心が茨城県に最も接近した9日は、水戸で北東21.6m/s、鹿嶋で北20.9m/s、北茨城で北北東19.9m/sの最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者2名(重傷1、軽傷1)、住家被害4件(全壊1、半壊3、一部損壊1)、がけ崩れ2箇所。
平成30. 9. 29～10. 1 (台風第24号)	台風第24号は、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。茨城県では、台風が中心が最も接近した10月1日は、笠間で南35.4m/s、つくばで南南西32.7m/s、筑西市下館で南東32.5m/sの最大瞬間風速を観測した。前線や台風の接近により9月29日から10月1日にかけて、1時間降水量が高萩市大能で42.0mm、北茨城市花園で39.5mm、龍ケ崎で37.0mmの激しい雨となり、9月29日4時から10月1日6時までの総降水量は、北茨城市花園で110.0mm、高萩市大能で98.0mmなど大雨となった。 県内の被害は、負傷者8名(全て軽傷)、住家被害203件(半壊15、一部損壊188)。
令和1. 10. 12～10. 13 (台風第19号) (令和元年東日本台風)	<ul style="list-style-type: none"> ・10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、日本の南を北上した。台風は、大型で強い勢力を保ったまま、12日19時前に伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した後、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。 ・台風の影響による記録的な大雨により、12日19時50分から大雨特別警報が最大20市町村で発表された。 ・10月10日18時から10月13日9時までの総降水量は、花園(北茨城市)で479.0ミリ、大能(高萩市)で405.5ミリ、徳田(常陸太田市)で345.0ミリなど大雨となった。期間最大1時間降水量は、花園(北茨城市)で60.0ミリ(12日20時21分まで)、大能(高萩市)で52.0ミリ(12日16時26分まで)など非常に激しい雨となった所があった。また、県内では強い風が吹き、最大瞬間風速は、つくば(つくば市)で32.5メートル(南南東、12日22時08分)、鹿嶋(鹿嶋市)で30.7メートル(南南東、12日20時37分)を観測した。 ・久慈川では、太子町にある久慈川橋水位観測地点の水位が、13日0時40分には7.69mの計画高に迫り、太子町では護岸崩壊などが起き、下流の常陸大宮市や久慈川水系里川、浅川の流域でもある常陸太田市において堤防決壊や越水などが発生した。 ・この雨の影響では、JR水郡線の太子町の袋田―常陸太子間の第6久慈川橋が流され、西金―上小川間の第2久慈川橋も傾き不通となった。 ・また、那珂川、那珂川水系藤井川においても、常陸大宮市をはじめ那珂市、水戸市で、堤防決壊や越水などが発生するなど、県内各地で甚大な被害が発生した。 ・被害は、死者2名、行方不明者1名、負傷者20名(中等症7名、軽症13名)、住家被害4,004棟(全壊146、半壊1,590、一部損壊1,721、床上浸水104、床下浸水443)、被害額199億7035万円(農林水産業被害額合計7,653,889千円、中小企業推計被害額合計12,316,463千円)等であった。

6 洪水被害想定

(1) 想定水害

本市の洪水被害については、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所及び茨城県が作成した洪水浸水想定区域図について示した。

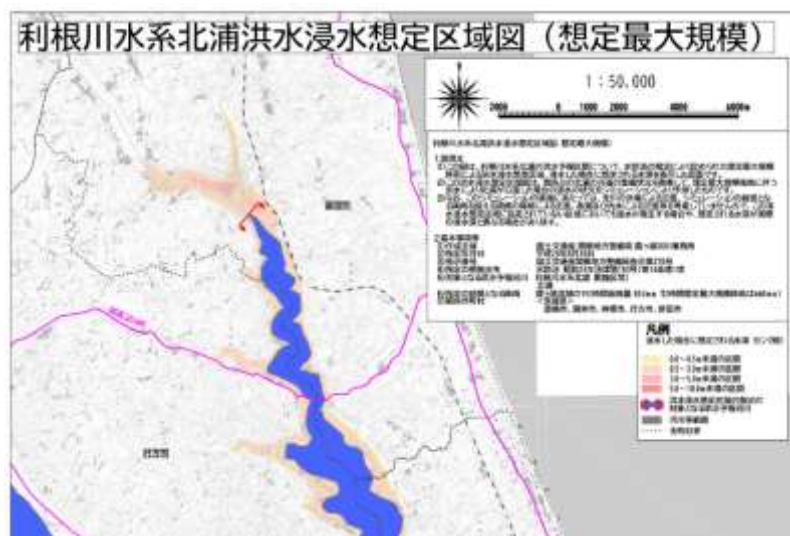
ア 利根川水系北浦（洪水予報河川）

(ア) 利根川水系北浦洪水浸水想定区域図（想定最大規模）は、利根川北浦の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示したものである。

(イ) この洪水浸水想定区域図は、現時点の北浦の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模に伴う洪水により北浦がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。

(ウ) このシミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊によるはん濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える降雨による氾濫、高潮、内水によるはん濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

〔浸水想定区域図に係る基本事項〕



項目	内容
(1) 作成主体	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
(2) 指定年月日	平成28年8月18日
(3) 告示番号	国土交通省関東地方整備局告示第270号
(4) 指定の法令根拠	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
(5) 指定の前提となる降雨	霞ヶ浦流域の192時間総雨量 853mm (72時間想定最大規模降雨は660mm)

イ 利根川水系巴川（水位周知河川）

(ア) 利根川水系巴川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）は、利根川水系巴川の水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示したものである。

(イ) この洪水浸水想定区域図は、現時点の巴川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により巴川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。

(ウ) このシミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊によるはん濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨によるはん濫、内水によるはん濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

〔浸水想定区域図に係る基本事項〕

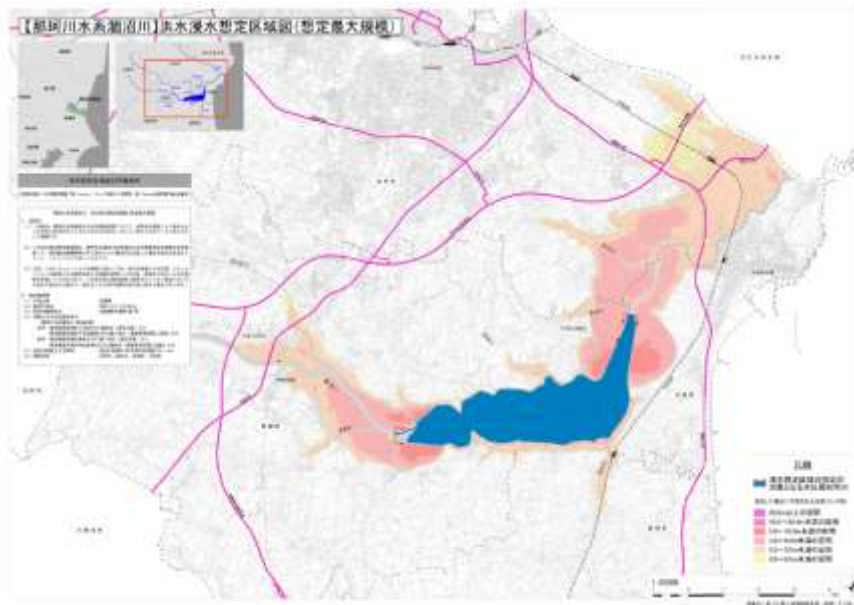


項 目	内 容
(1) 作成主体	茨城県
(2) 指定年月日	平成29年 8月28日
(3) 告示番号	茨城県告示第1074号
(4) 指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
(5) 指定の前提となる降雨	巴川流域の2日間の総雨量808mm

ウ 那珂川水系涸沼川（その他の河川）

- (ア) 那珂川水系涸沼川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）は、那珂川水系涸沼川の水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示したものである。
- (イ) この洪水浸水想定区域図は、現時点の涸沼川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により涸沼川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。
- (ウ) このシミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊によるはん濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨によるはん濫、高潮及び内水によるはん濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

〔浸水想定区域図に係る基本事項〕



項目	内容
(1) 作成主体	茨城県
(2) 指定年月日	令和4年2月28日
(3) 指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
(4) 指定の前提となる降雨	涸沼川流域の48時間の総雨量764.1mm